

審 査 基 準 整 理 票

処分名	結核患者の医療の公費負担の承認		
根拠法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）	（条項）第 3 7 条の 2 第 1 項	
基準法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）	（条項）第 3 7 条の 2 第 1 項	
所管部署	健康福祉部（局） 保健予防課（室） 感染症対策係		
標準処理期間	1 5 日	法定処理期間	－ 日
【審査基準】 ・ 文書の名称【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における健康診断、就業制限及び入院の取扱いについて（平成 1 1 年 3 月 1 9 日厚生省保健医療局長通知）】 ・ 掲載図書等【感染症法令通知集】 ・ 内容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載 [結核患者の医療の公費負担の承認に係る審査基準] 結核患者の医療の公費負担の承認に係る審査基準は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 3 7 条の 2 第 1 項及び上記文書の名称欄に掲げる通知のとおりとする。			

参考

[根拠法令・基準法令]

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(入院患者の医療)

第37条の2 都道府県は、結核の適正な医療を普及するため、その区域内に居住する結核患者又はその保護者から申請があったときは、当該結核患者が結核指定医療機関において厚生労働省令で定める医療を受けるために必要な費用の100分の95に相当する額を負担することができる。

2～4 略

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。